明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

［略］	［略］	
函館出張所 青森出張所 水戸出張所 高崎出張所 新潟出張所 富山出張所 金沢出張所 静岡出張所 京都出張所 境港出張所 岡山出張所 下関出張所 松山出張所 北九州出張所 佐賀出張所 長崎出張所 対馬出張所 熊本出張所 大分出張所 宮崎出張所 鹿児島出張所	当該出張所の職員で局長が指定するもの	
仙台空港出張所 広島空港出張所 博多港出張所	首席審査官	第七条第一項第一号から第十二号まで及び第十六号から第三十二号までに掲げる事務
［略］	当該出張所の職員で局長が指定するもの	一　第二条第一項第一号、第二号、第六号、第九号から第十一号まで及び第十三号に掲げる事務（予算、決算、会計の監査及び行政財産の管理に関することを除く。） 二　第八条第一項第二号から第四号まで、第十二号、第十三号及び第十五号から第十七号までに掲げる事務

２　札幌出入国在留管理局千歳苫小牧出張所、福岡出入国在留管理局福岡空港出張所及び福岡出入国在留管理局那覇支局那覇空港出張所の審査管理担当の首席審査官は、前項に規定する事務のほか、出張所内の首席審査官の職務の連絡調整に関する事務をつかさどる。

（出張所に置く監理官の職務）

第二十四条　出張所に置く監理官は、命を受けて、出張所の所掌事務に係る重要事項に関する事務を総括する。

（統括審査官）

第二十五条　地方出入国在留管理局、地方出入国在留管理局の支局、地方出入国在留管理局の出張所及び地方出入国在留管理局の支局の出張所を通じて統括審査官三百二十六人以内を置く。

［２・３　略］

［同上］	［同上］	
函館出張所 千歳苫小牧出張所 仙台空港出張所 水戸出張所 高崎出張所 新潟出張所 富山出張所 金沢出張所 静岡出張所 京都出張所 岡山出張所 広島空港出張所 下関出張所 北九州出張所 博多港出張所 福岡空港出張所 長崎出張所 対馬出張所 大分出張所 宮崎出張所 鹿児島出張所 那覇空港出張所	当該出張所の職員で地方出入国在留管理局長（以下「局長」という。）が指定するもの	
［同上］	［同上］	

［項を加える。］

［条を加える。］

（統括審査官）

第二十四条　地方出入国在留管理局、地方出入国在留管理局の支局、地方出入国在留管理局の出張所及び地方出入国在留管理局の支局の出張所を通じて統括審査官三百八人以内を置く。

［２・３　同上］